同項8中
「　事務所賃料　175,000　㈲黒井地所　新潟市
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃
〃　175,000　〃　〃」を
「　事務所賃料　175,000　㈲黒井地所　新潟市　」に
「　一件五万円未満の計　2,152,563
合　計　6,847,172」を
「　一件五万円未満の計　2,148,836
合　計　4,918,445」に改め
同項9中
「　前年末残高　4,226,092」を
「　前年末残高　226,092」に
「　取崩し額　4,226,092」を
「　取崩し額　226,092」に改める。

〔民主党〕支部政党交付金に係る報告書の要旨（支部分総括）の項2中
「2　前年末支部基金残高　944,092,943」を
「2　前年末支部基金残高　940,092,943」に改め
同項3中
「3　支部政党交付金による支出総額　8,553,696,104」を
「3　支部政党交付金による支出総額　8,549,696,104」に
「　支部基金支出充当額総額　216,229,420」を
「　支部基金支出充当額総額　212,229,420」に改め
同項6中
「　経常経費　5,208,337,878
人件費　2,938,597,611」を
「　経常経費　5,204,337,878
人件費　2,936,526,338」に
「　事務所費　1,521,621,426」を
「　事務所費　1,519,692,699」に
「　合　計　8,553,696,104」を
「　合　計　8,549,696,104」に改め
同項7中
「　前年末残高　944,092,943」を
「　前年末残高　940,092,943」に
「　取崩し額　216,229,420」を
「　取崩し額　212,229,420」に改める。

〔民主党〕政党交付金・支部政党交付金に係る報告書の要旨（本部分・支部分総括）の項2中
「2　前年末政党基金・支部基金残高　11,944,092,943」を
「2　前年末政党基金・支部基金残高　11,940,092,943」に改め
同項3中
「3　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出総額　22,557,998,104」を
「3　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出総額　22,553,998,104」に
「　政党基金・支部基金支出充当額総額　216,229,420」を
「　政党基金・支部基金支出充当額総額　212,229,420」に改め
同項6中
「　経常経費　6,316,814,727
人件費　3,549,353,523」を
「　経常経費　6,312,814,727
人件費　3,547,282,250」に
「　事務所費　1,898,591,827」を
「　事務所費　1,896,663,100」に
「　合　計　22,557,998,104」を
「　合　計　22,553,998,104」に改め
同項7中
「　前年末残高　11,944,092,943」を
「　前年末残高　11,940,092,943」に
「　取崩し額　216,229,420」を
「　取崩し額　212,229,420」に改める。

## ○総務省告示第百五十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第三十三条第七項の規定に基づき、政党交付金の返還を命じた旨、政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を次のとおり告示する。

平成二十九年四月二十五日　総務大臣　山本　早苗

政党交付金の返還命令

| | |
|---|---|
| 政党の名称 | 民進党 |
| 政党交付金の返還命令額 | 5,998,466円 |

（理由）政党助成法第33条第２項第２号に該当するため。

## ○法務省告示第二百十四号

北海道勇払郡厚真町役場備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年五月二十五日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、厚真町役場又は札幌法務局苫小牧支局に照会すること。

平成二十九年四月二十五日

北海道勇払郡厚真村字幌内法務大臣　金田　勝年
番外地　中澤　永作

## ○法務省告示第二百十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十九年四月二十五日

法務大臣　金田　勝年